

## 一般競争入札(郵送型)による都有地の一時貸付けについて

東京都財務局では、都有地を一時的に借りたい方を対象に、下記入札公告のとおり、一般競争入札で貸付けを行います。

このことについての照会は、

財務局財産運用部活用促進課(都庁第一本庁舎17階北側)

電話 03-5388-2780 まで、お寄せください。

詳細につきましては、一般競争入札参加要領(別紙)をご覧ください。

なお、一般競争入札参加要領につきましては、本PDFデータの4ページ以降に掲載するほか、令和4年10月31日(月)から同年11月14日(月)までの間(ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。)、活用促進課の窓口で交付します。

また、参加申込書等については、一般競争入札参加要領をご覧ください。(本PDFデータ21ページ以降をご覧ください。)

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月31日

東京都知事 小池 百合子

### 1 入札内容

#### (1) 件名

土地の一時貸付け

#### (2) 物件の表示等

物件番号	土地の表示 (住居表示)	用途地域	地積 (㎡)	最低貸付価格	案内図
①	港区海岸一丁目14番40 (港区海岸一丁目4番)	準工業地域	783.50	15,193,632円	19ページ
②	港区港南三丁目1番7 (港区港南三丁目9番)	準工業地域	226.23	2,864,071円	20ページ

(注) 案内図は、本PDFデータ19ページから20ページをご覧ください。

#### (3) 貸付期間

令和5年1月16日から令和6年1月15日までとする。

ただし、貸付期間には、土地使用のための整備及び使用終了後の原状回復に要する期間を含むものとする。

貸付期間の更新については、借受者からの申請によるものとし、1回のみ更新可能とする。その際の更新期間は1年を単位とする。

#### (4) 入札方法

物件ごとに、貸付期間の貸付料の総額により行う。

### 2 競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2号各号の規定に該当する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (5) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者
- (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者

### 3 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの送付先並びに問合せ先

新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎17階北側  
〒163-8001 東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当  
電話 03-5388-2780（ダイヤルイン）

### 4 入札手続等

#### (1) 入札参加申込み

入札参加者は、下記の参加申込期間中に入札参加書類を原則として郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）により、送付しなければならない。（持参可）

ア 期間 令和4年10月31日（月）から同年11月14日（月）まで（最終日は午後5時必着）

イ 送付先 3に同じ

直接持参する場合も3の場所に持参すること。

（受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時（ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。））

#### (2) 入札保証金

入札参加者は、各自の見積もる金額の100分の3以上の入札保証金を納付することとし、その納付額を入札参加申込時に申告すること。

また、入札保証金納付額の申告に基づき、東京都が発行する「納付書」により、東京都の公金収納取扱金融機関の窓口で入札期間終了日までに納付すること。

#### (3) 入札手続等

入札参加者は下記の入札期間中に入札保証金を納付した後、入札書類を原則として

郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により、送付しなければならない。

ア 期間 令和4年11月29日(火)から同年12月13日(火)まで(最終日は午後5時必着)

イ 送付先 4(1)イに同じ

直接持参する場合も4(1)イに同じ

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月14日(水) 午前10時から

イ 場所 東京都庁第一本庁舎35階南塔 第2入札室

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

落札者は、東京都の最低貸付価格以上の価格で入札した者のうち最高の価格をもって入札した者とする。

(8) その他

詳細については、入札参加要領による。

別 紙

一般競争入札(郵送型)による土地の一時貸付け

参 加 要 領

令 和 4 年 10 月

東京都財務局財産運用部

《 目 次 》

◆ 入札物件	6
◆ 「郵送型入札」の主な手順	7
◆ 一般競争入札参加要領	8～
◆ 土地賃貸借契約書	14～
◆ 【重要】入札保証金の納付額の申告に当たっての注意事項	22
◆ 案内図・明細図	23～
◇ 一般競争入札参加申込書兼入札保証金納付額申告書	
◇ 一般競争入札参加申込書兼入札保証金納付額申告書(記入例)	
◇ 土地使用説明書	
◇ 土地使用説明書(記入例)	
◇ 宣誓書	

## 入札物件

### 1 入札物件一覧

物件 番号	土地の所在 (住居表示)	用途 地域	地積 (㎡)	最低貸付価格	更新 可能 回数
①	港区海岸一丁目14番40 (港区海岸一丁目4番)	準工業地域	783.50	15,193,632円	1回
②	港区港南三丁目1番7 (港区港南三丁目9番)	準工業地域	226.23	2,864,071円	1回

※ 一覧表記載の価格は「最低貸付価格」となります。この価格に達しない金額での入札は無効となりますのでご注意ください。

### 2 貸付期間

令和5年1月16日から令和6年1月15日まで

貸付期間には、土地使用のための整備及び使用終了後の原状回復に要する期間を含むものとする。

貸付期間の更新については、借受者からの申請によるものとし、1回のみ更新可能とする。その際の更新期間は1年を単位とする。

## 「郵送型入札」の主な手順

1	入札参加 申込み	入札参加者は、下記の参加申込期間中に入札参加書類を <u>原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)</u> により、送付してください。(持参可)	
		<b>参加申込期間</b> 令和4年10月31日(月)から同年11月14日(月)まで(最終日は午後5時必着)	
		送付先	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当 ※ 直接持参される場合は、東京都庁第一本庁舎17階北側 東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当までお越してください。 (受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時：土日祝日を除く))
	入札参加書類	(1) 一般競争入札参加申込書兼入札保証金納付額申告書 (2) 土地使用説明書 (3) 宣誓書 (4) 印鑑証明書 (5) 法人登記簿謄本 (6) 会社事業案内(法人の場合のみ)	
2	入札保証金 納付	入札参加受付後に、入札保証金の「納付書」や「入札書」等を送付しますので、入札保証金を東京都の公金収納取扱金融機関の窓口で入札期間終了日までに納付してください。(入札書類の提出の際に、納付したことが分かる書類(入札保証金の「領収証書」等)の写しが必要となりますので、期日に余裕を持って納付をしてください。)	
3	入 札	入札書類を <u>原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)</u> により、送付してください。(持参可)	
		<b>入札期間</b> 令和4年11月29日(火)から同年12月13日(火)まで(最終日は午後5時必着)	
		送付先	上記1入札参加申込の送付先と同じ
	入札書類	(1) 一般競争入札参加申込受付書 (2) 入札書(印鑑登録済みの印を押印すること) (3) 入札保証金納付確認書(納付したことが分かる書類(入札保証金の「領収証書」等)の写しを貼付すること)	
4	開 札	<b>開札日時</b> 令和4年12月14日(水) 午前10時から	
		開札場所	東京都庁第一本庁舎35階南塔第2入札室 ※開札への参加は任意です。
5	契 約	契約に関しては、落札者に別途、手続きをご案内します。	
		<b>契約締結期限</b> 令和5年1月13日(金)まで	

## 一般競争入札参加要領

令和4年12月14日(水)に東京都が行う一般競争入札による所有地の一時貸付けに参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

なお、東京都では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、都庁舎に入庁される皆さまに対して、健康チェックを実施しております。

所有地の一時貸付けの一般競争入札に参加される皆さまにおかれましては、お手数をおかけしますが、検温、マスクの着用及び手指消毒等について、ご理解、ご協力をお願いします。

また、今後、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、やむを得ず中止とする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(入札に付する物件)

第1 入札に付する物件(以下「物件」という。)は、23ページから24ページの案内図及び明細図等記載のとおりです。

(貸付地の使用制限)

第2 この土地の使用に当たっては、臨時設備の設置その他一時使用のために使用する以外の用に供することはできないほか、次の(1)から(4)までの制限を遵守しなければなりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11号に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- (2) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団の活動の用に供することはできません。
- (3) 騒音・振動・悪臭等、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある用に供することはできません。
- (4) 土地利用を規律する諸法令に違反する用に供することはできません。

(入札に参加することができない者)

第3 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2号各号の規定に該当する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (3) 東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (5) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者
- (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中の者



(契約に当たって付する契約条件)

第4 契約に当たって付する条件は、14ページ以降に示す土地賃貸借契約書のとおりです。土地賃貸借契約書の条文をよく確認の上、入札に参加してください。

(物件の確認)

第5 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札参加申込みを行う前に必ず入札参加者御自身が、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

(入札参加申込み)

第6 入札参加者は、下記の参加申込期間中に入札参加書類を原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)(以下「郵送等」という。)により、送付してください。(持参可)

1 参加申込期間

令和4年10月31日(月)から同年11月14日(月)まで(最終日は午後5時必着)

※ 当日の消印は有効ではありません。受付期間終了後到着の書類等は、どのような理由があっても受け付けませんので、時間に余裕を持って手続きし、必ず受付期間に間に合うよう郵送等により、送付してください。

※ 提出及び提示書類に不備がある場合は、受付期間内に補正がなければ受付できません。

2 送付先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当

※ 直接持参される場合は、新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎17階北側 東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当までお越しくください。

(受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時(ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。))

3 入札参加書類

(1) 一般競争入札参加申込書兼入札保証金納付額申告書

(2) 土地使用説明書

(3) 宣誓書

(4) 印鑑証明書

(5) 法人登記簿謄本

(6) 会社事業案内(法人の場合のみ)

※ (4)、(5)及び(6)については、複数物件を申し込む場合は原本1通と写し(申込物件数分)を提出してください。

4 入札必要書類の送付

入札参加受付後東京都から入札に必要な書類を送付します。(令和4年11月29日(火)頃発送予定)

(1) 一般競争入札参加申込受付書

(2) 入札書

(3) 入札保証金納付確認書

(4) 入札保証金の「納付書」(第8入札保証金を参照)

(5) 入札書提出用封筒

なお、令和4年12月1日(木)中に必要書類が到達しない場合は、東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当(電話03-5388-2780)までご連絡ください。

(入札参加申込書等の内容)

第7 入札参加申込みの際に提出された書類の内容が、第2に掲げる使用制限に抵触する場合及び土地賃貸借契約書で規定する借入人の義務に明らかに違反する場合は、入札参加申込書を受付できません。

(入札保証金)

第8 入札に参加するためには、事前に入札保証金を納める必要がありますので、下記により、納付してください。

1 入札保証金額

入札参加者は、各自の見積もる金額の100分の3以上の入札保証金を納付することとし、その納付額を入札参加申込時に申告してください。(入札保証金の納付額の申告に当たっては、別紙「入札保証金の納付額の申告に当たっての注意事項」をご確認ください。)

2 納付方法

入札保証金納付額の申告に基づき、東京都が発行する「納付書」により、東京都の公金収納取扱金融機関の窓口で入札期間終了日までに納付してください。(入札書類の提出の際に、納付したことが分かる書類(入札保証金の「領収証書」等)の写しが必要となりますので、余裕を持って納付をしてください。)

※ 入札保証金納付額を参加申込期間終了後に変更することはできません。

※ 入札保証金が納付期限(令和4年12月13日(火))までに納付されていない場合、入札は無効となります。

※ 入札保証金の納付には、東京都から送付する「納付書」をご使用ください。

(入札)

第9 入札参加者は下記の入札期間中に入札保証金を納付した後、入札書類を原則として郵送等により、送付してください。(持参可)

なお、提出された「入札書」の書換え、引換え又は撤回を行うことはできません。

1 入札期間

令和4年11月29日(火)から同年12月13日(火)まで(最終日は午後5時必着)

※ 当日の消印は有効ではありません。入札期間終了後到着の書類等は、どのような理由があっても受け付けませんので、時間に余裕を持って手続きし、必ず入札期間に間に合うように郵送してください。

2 送付先

第6入札参加申込みの送付先と同じ

※ 直接持参する場合も同様

3 入札方法

下記の書類に必要な事項を記載し、記名押印の上、全ての書類を入札書提出用封筒に封入し、提出してください。

(1) 一般競争入札参加申込受付書

(2) 入札書(印鑑登録済みの印を押印すること)

- (3) 入札保証金納付確認書(納付したことが分かる書類(入札保証金の「領収証書」等)の写しを貼付すること)

(入札金額の表示)

第10 入札金額は、物件の賃料(貸付期間分)の総額を表示してください。入札金額の算出に当たっては、次の事項に留意してください。

- (1) 使用目的のため、土地の整備や設備、工作物、仮設建物等の設置又は既設工作物等の撤去を行う場合、それに係る費用は借受者において負担するものとする。
- (2) 設備設置等に付随して発生する光熱水費及び維持管理費等は、借受者において負担するものとする。
- (3) 土地の使用に当たり、歩道の切下げや植栽・車止めの移動・撤去等が必要と判断される場合、道路管理者への申請等諸手続及び施工は、借受者の責任において行うものとする。また、それに係る費用は、借受者において負担するものとする。
- (4) 貸付期間終了後は、借受者の負担において原状回復するものとする。(3)の施工を行った場合、原状回復の必要性については借受者において確認し、管理者から原状回復を求められた場合は、借受者の責任及び費用負担においてこれを行うものとする。

(開札)

第11 下記の日程により、開札を行います。

開札への参加は任意ですが、参加者多数となった際には、会場内での密集・密接を避けるため、開札会場への入場を制限させていただきます。

また、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都職員を立ち合わせます。

1 日時

令和4年12月14日(水)午前10時から

2 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎35階南塔 第2入札室

3 落札者の決定

落札者は、東京都の最低貸付価格以上の価格で入札した者のうち最高の価格をもって入札した者としします。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない東京都職員にくじを引かせます。

4 再度入札

入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。

5 結果の通知

落札者を決定したときは、落札者に電話で連絡しますので、開札日時に連絡を受けられる体制を整えておいてください。また、後日、落札決定通知を送付いたします。

開札会場では、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいないときは、その旨を発表します。

なお、入札結果については、東京都財務局ホームページにおいて公表します。

(入札の無効)

第12 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付期限までに納付しない者のした入札
- (3) 入札金額の100分の3に満たない入札保証金を納付した者のした入札
- (4) 最低貸付価格に達しない金額での入札
- (5) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (6) 同じ物件について2通以上の入札書を提出したとき
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (9) 入札書に入札保証金納付確認書及び一般競争入札参加申込受付書を同封しないで入札した者のした入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者決定の取消し)

第13 落札者と決定された者が、第3に掲げる者に該当することが、第16による契約の確定までの間に判明した場合は、当該決定は取り消します。

(落札者の責務)

第14 落札者は、契約締結までに、賃借する土地の近隣住民に、この土地の利用について十分な説明を行わなければなりません。

(契約の締結)

第15 落札者は、令和5年1月13日(金)までに、別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。

(契約の確定)

第16 契約は、東京都が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(入札保証金の返還等)

第17 落札者以外の者が納付した入札保証金は、請求に基づき、指定の口座に返還いたします。

返還に当たっては、請求書及び支払金口座振替依頼書を提出いただきますので、落札者決定後に別途手続きをご案内いたします。

なお、返還については、請求後2～3週間程度かかります。また、書類に不足・不備等があった場合は、より時間を要することがあります。

- 2 落札者が納付した入札保証金は、賃料の一部に充当します。

(入札保証金の利息)

第18 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

(入札保証金の没収)

第19 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、東京都に帰属することとなります。

(賃料の支払期限)

第20 契約締結と同時に、東京都の発行する納入通知書により、その指定する場所において、賃料の全額を支払っていただきます。

(その他)

第21 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とします。

- 2 本件入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- 3 入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。なお、この場合、入札参加に要した費用(調査費等)は補償しません。

## 土 地 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人東京都を甲とし、賃借人 〇〇〇〇〇を乙とし、甲乙間において、次の条項により、一時使用のための土地賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、乙に賃貸する。

所	在	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
			m <sup>2</sup>

(使用の目的)

第2条 乙は、この土地を、〇〇〇〇〇として一時使用するものとする。この場合において、一時使用の範囲内で、この土地に工作物又は臨時的な仮設建物を設置しようとする場合、乙は、事前に書面による甲の承認を得なければならない。

(賃貸借の期間)

第3条 土地の賃貸借の期間は、令和5年1月16日から令和6年1月15日までとする。

(期間の更新)

第4条 乙は、賃貸借期間の満了後、引き続いてこの土地を第2条の目的で1年間賃借しようとするときは、賃貸借の期間満了前3月までに書面をもって甲に申し出なければならない。

2 期間の更新は1回まで可能とし、更新後の期間における賃貸借条件は、更新の回数を除き、更新前の条件と同一とする。

3 期間の更新は、新たに契約を締結することにより処理する。

(賃料の支払)

第5条 乙は、この土地の賃料として金〇〇〇〇〇〇〇円を、この契約締結と同時に、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

(転貸の禁止等)

第6条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) この土地を転貸し、又はこの土地の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) この土地の形質を改変しないこと。
- (3) この土地及びこの土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物を第2条の目的以外に使用しないこと。
- (4) この土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物の増改築をしないこと。
- (5) この土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物に係る所有権を登記しないこと。
- (6) この土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物に係る占有名義を変更しないこと。

(賃借人の義務)

第7条 乙は、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11号に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供してはならない。

- 3 乙は、この土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 4 この土地を使用して乙が行う事業に伴う一切の責めは、乙が負う。
- 5 乙は、この土地の使用状況を甲が容易に把握できるように6月を超えない期間ごとに写真撮影し、直ちに甲に写真を提出しなければならない。
- 6 甲がこの土地の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。
- 7 乙は、この土地の使用に当たっては、近隣と調和のとれた利用を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第8条 乙は、この土地に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力義務)

第9条 甲は、この土地について、随時、その使用状況を实地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(違約金)

第10条 乙は、第7条第1項又は第2項に定める義務に違反したときは、甲に対し、第5条の賃料の3倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。

- 2 乙は、正当な理由なく前条に定める義務に違反して实地調査に協力しなかったときは、甲に対し、第5条の賃料に相当する額の違約金を支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 第5条の賃料を支払わなかったとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 第7条第2項の規定に違反したとき。
- (4) 第10条第1項又は第2項の規定に違反したとき

- 2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、賃貸借期間満了前であっても、この土地を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴うこの土地の原状回復及びこの土地の返還等については、甲乙協議の上定めるものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第12条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合においては甲の指定する期日までに、本件賃貸借の期間が満了した場合には賃貸借期間の満了日までに、自己の責任と負担とで、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙の承諾を得ることなく、乙の費用負担のもとに原状回復をすることができる。

(立退料等)

第13条 乙は、この土地を甲に返還する場合において、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切を甲に請求してはならない。

(損害金)

第14条 乙がこの土地の返還を遅延した場合は、乙は甲に対して、契約を解除されたときには解除の日の翌日から、賃貸借期間が満了したときにおいては満了した日の翌日から、返還完了の日までの日数に応じ、1日当たりの賃料相当額に当該日数を乗じて得た額の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2 前項の1日当たりの賃料相当額は、第5条に規定する賃料の額を365で除して得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第17条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第18条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東 京 都  
代表者 東京都知事 小 池 百 合 子

乙



暴力団等排除に関する特約条項（土地賃貸借契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対し、土地賃貸借契約書第5条の賃料の3倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。
- 5 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 6 土地賃貸借契約書第12条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（不当介入に関する通報報告）

- 第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

## 【重要】入札保証金の納付額の申告に当たっての注意事項

本件入札に参加するためには、事前に入札保証金を納める必要があり、「一般競争入札参加申込書兼入札保証金納付額申告書」により、納付額を申告してください。

以下、申告に当たっての注意事項を記載しますので、内容をご確認ください。

### ○ 申告に当たっての注意事項

入札参加者は、各自の見積もる金額(入札金額)の100分3以上の入札保証金を納付する必要があります。入札保証金の納付は、入札参加時の申告額に基づき、発行する「納付書」により、納めていただくこととなりますが、参加申込期間後に納付額を変更することはできません。

入札保証金の額が入札金額の100分の3に満たない場合は、入札が無効となりますので、十分に留意して、入札保証金の納付額を申告してください。

### 【参考例】

最低貸付価格(年間賃料) 100万円の案件の場合

入札保証金納付額：5万円

① 入札額を90万円とした場合・・・  無効

→ 入札保証金額としては2万7千円以上納めればよいので、保証金の額は足りているが、最低貸付価格に達しないため、入札は無効

② 入札額を120万円とした場合・・・  有効

→ 入札保証金額としては3万6千円以上納めればよいので、保証金の額は足りており、最低貸付価格以上であるため、入札は有効

③ 入札額を200万円とした場合・・・  無効

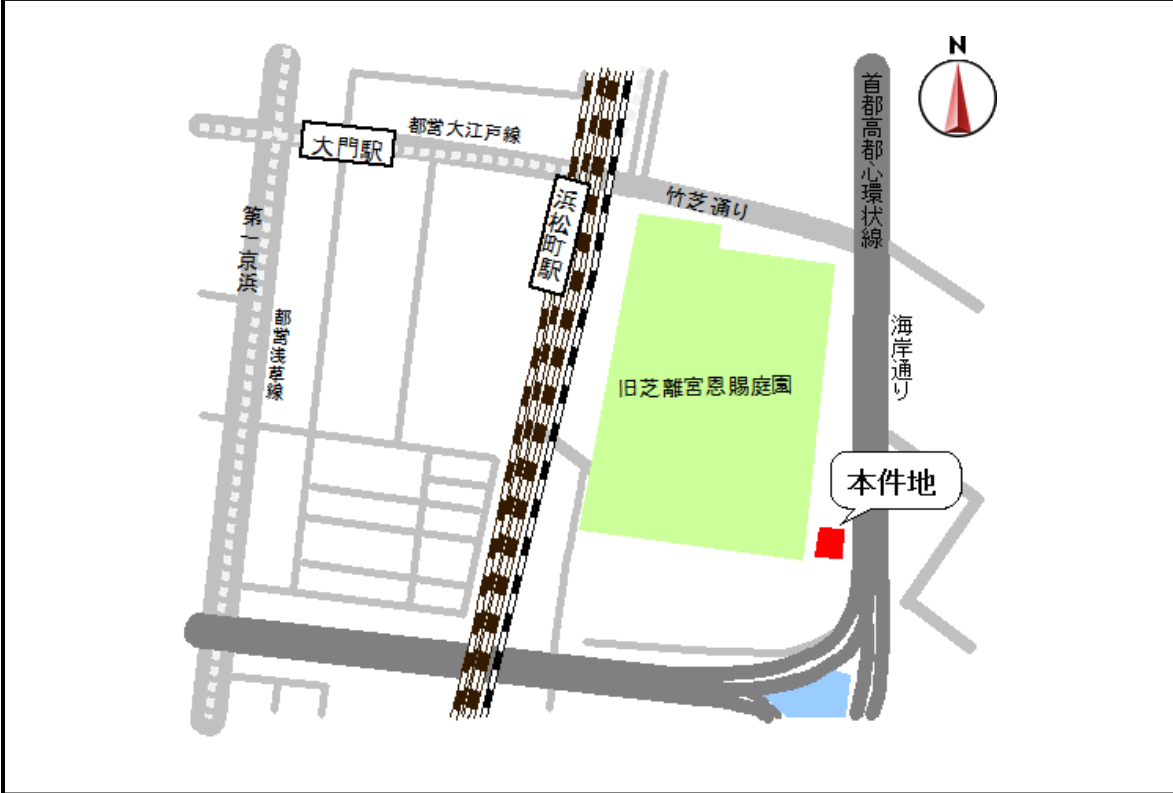
→ この場合は、入札保証金額として6万円以上を納める必要があるが、納付済みの保証金の額が不足しているため、入札は無効

※ 内容に不明な点がございましたら、東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当  
(電話 03-5388-2780)までご連絡ください。

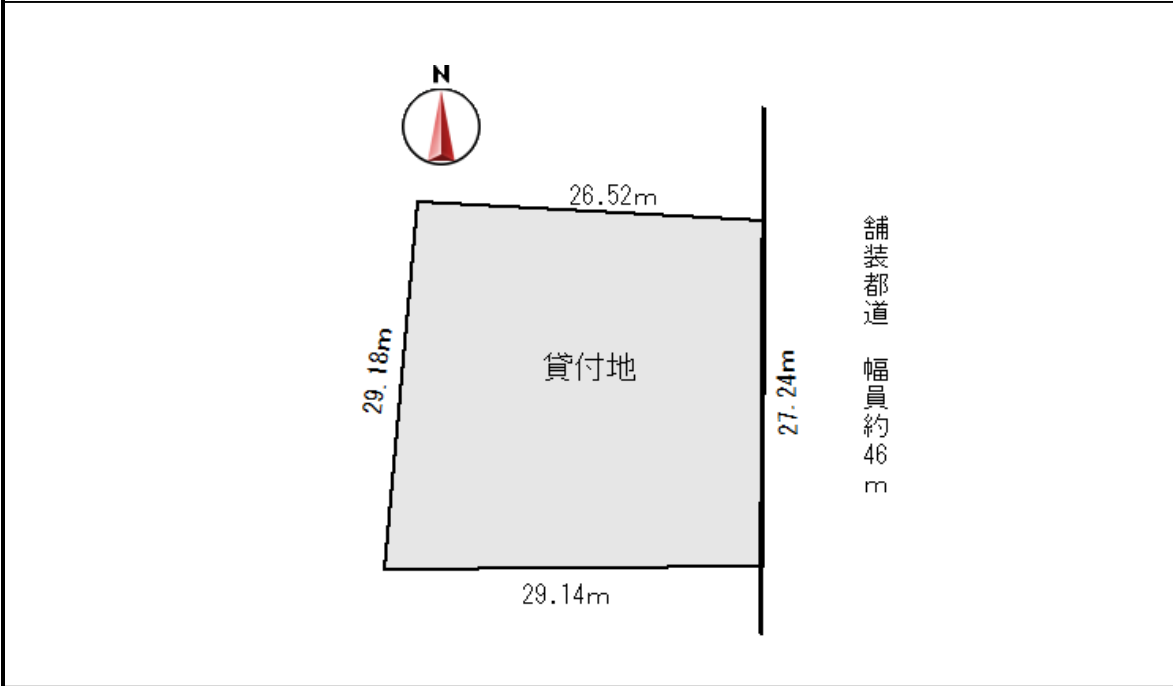
物件番号 ①

土地の所在	港区海岸一丁目14番40	地積	783.50㎡
住居表示	港区海岸一丁目4番	最低貸付価格	15,193,632円

案 内 図



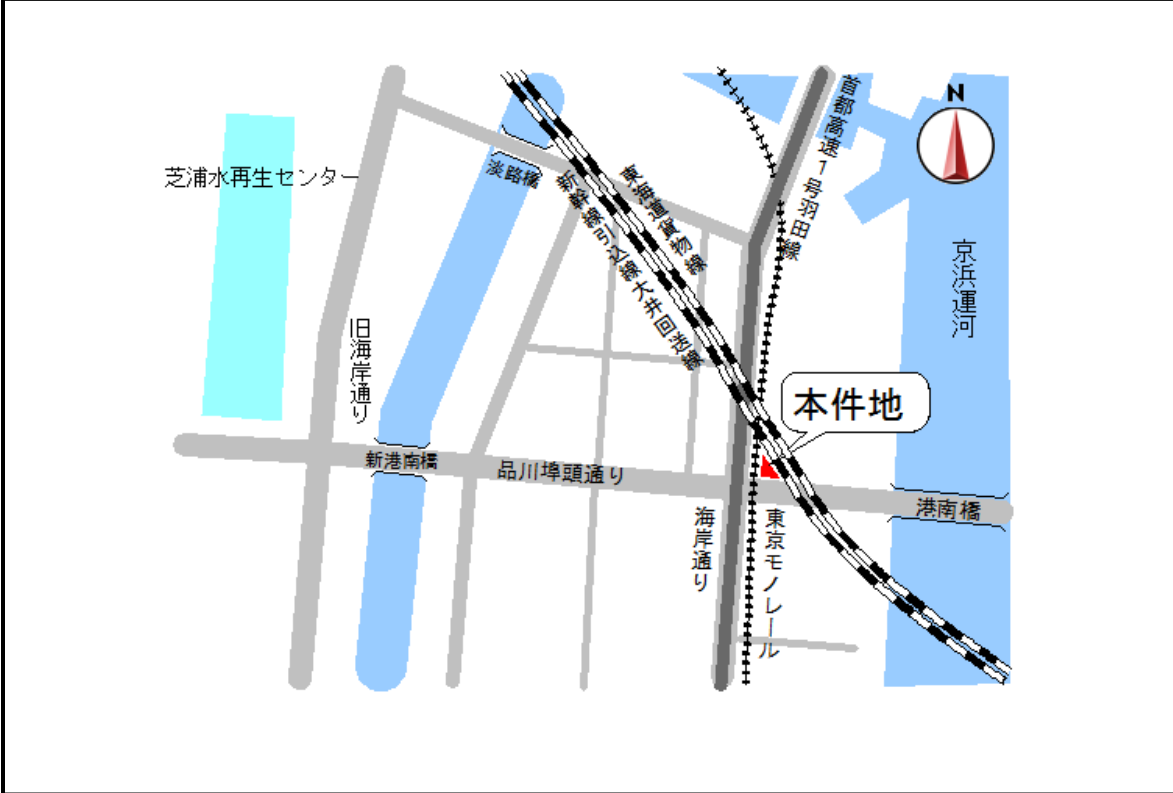
明 細 図



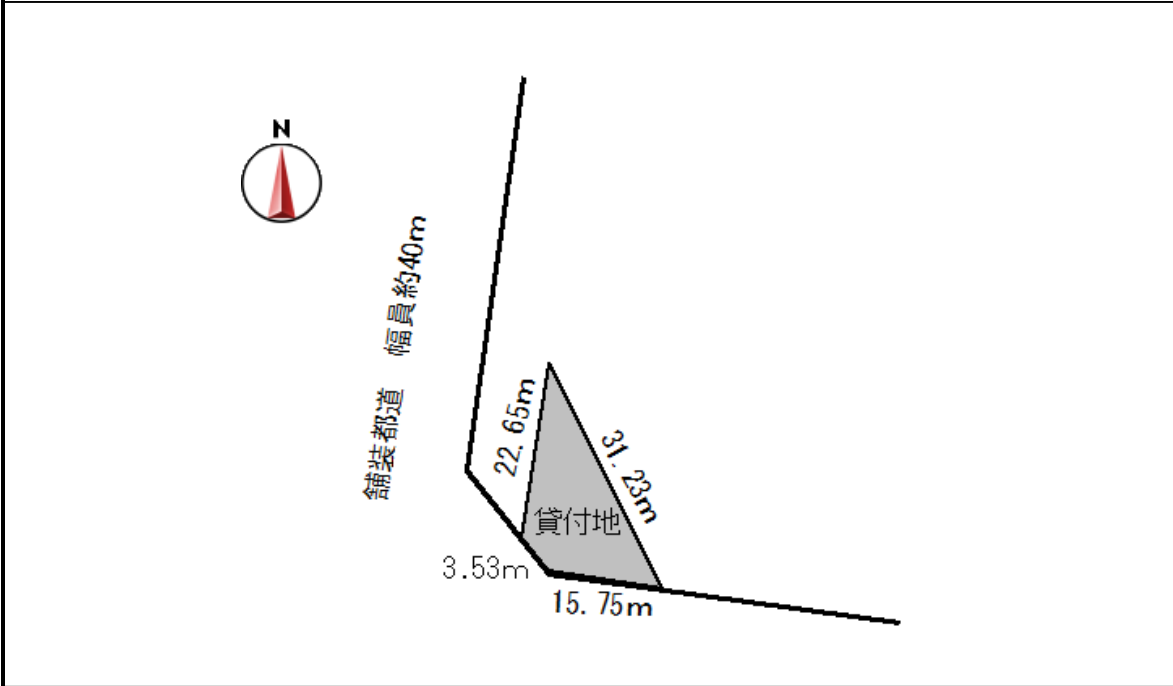
物件番号 ②

土地の所在	港区港南三丁目1番7	地積	226.23㎡
住居表示	港区港南三丁目9番	参考価格	2,864,071円

案内図



明細図



受付番号	
------	--

## 一般競争入札参加申込書兼入札保証金納付額申告書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

私は、この入札の参加資格、条件及び物件の内容等を確認のうえ、下記のとおり、入札保証金納付額を申告し、一般競争入札の参加を申し込みます。

記

### 1 入札参加物件

土地の所在

### 2 申込人

住 所 〒

氏 名

実印

連絡先 (☎)

担当

### 3 入札保証金納付額(入札金額の100分の3以上)

		十	万	千	百	十	円

注) 申込書には、**印鑑登録済みの印**を使用してください。

## 一般競争入札参加申込受付書

住 所 〒

氏 名

殿

下記物件について、一般競争入札参加申込みを受け付けました。

なお、入札に当たっては、この受付書と入札書及び入札保証金納付確認書を同封してください。

記

入札参加物件

土地の所在

実印押印欄

令和 年 月 日

東京都財務局財産運用部

受付番号

左右とも記入

(記入例)

### 一般競争入札参加申込書兼入札保証金納付額申告書

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

私は、この入札の参加資格、条件及び物件の内容等を確認のうえ、下記のとおり、入札保証金納付額を申告し、一般競争入札の参加を申し込みます。

記

#### 1 入札参加物件

土地の所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇号

#### 2 申込人

住所 〒〇〇〇—〇〇〇〇 新宿区西新宿〇—△—▲

東京〇〇株式会社  
氏名 東京 太郎



連絡先 (☎) 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇 担当 〇〇 〇〇

#### 3 入札保証金納付額(入札金額の100分の3以上)

		十	万	千	百	十	円
¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

注) 申込書には、**印鑑登録済みの印**を使用してください。

### 一般競争入札参加申込受付書

住所 〒〇〇〇—〇〇〇〇 新宿区西新宿〇—△—▲

東京〇〇株式会社  
氏名 東京 太郎 殿

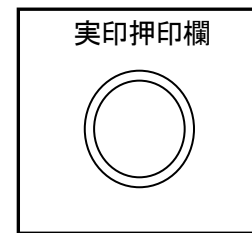
下記物件について、一般競争入札参加申込みを受け付けました。

なお、入札に当たっては、この受付書と入札書及び入札保証金納付確認書を同封してください。

記

#### 入札参加物件

土地の所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇号



令和 年 月 日

東京都財務局財産運用部

両方に押印

金額の前に、「¥」を記入してください。  
※ 金額の訂正は無効となります。

(参加申込書記入例)

物件番号

## 土地使用説明書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名

実印

担当者  
電 話

- 1 賃借予定地(土地の所在地)
- 2 使用目的(具体的に)
- 3 使用方法(必要に応じて計画図面を添付)
- 4 賃借地の管理方法
  - (1) 自社管理又は委託管理
  - (2) 近隣トラブルへの対応
  - (3) 清掃、除草等
- 5 添付書類(法人の場合)  
貴社の会社事業案内及び法人登記簿謄本

説明書提出期限 令和4年11月14日(月) 午後5時必着

提出・問合せ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局財産運用部活用促進課  
電話 03-5388-2780 FAX03-5388-1281 担当：藤井

(記入例)

物件番号 ①

## 土地使用説明書

令和〇年〇月〇日

東京都知事殿

住所 新宿区西新宿〇-△-▲  
氏名 東京〇〇株式会社  
代表者名 東京 太郎



法人その他の団体にあつては、その事務所  
又は事業所の所在地、団体の名称及び代表者の氏名  
担当者 東京 次郎  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- 1 賃借予定地(土地の所在地)  
〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇号
- 2 使用目的(具体的に)  
月極駐車場として運営し、住民に提供する。
- 3 使用方法(必要に応じて計画図面を添付)  
二段式立体駐車場として、工作物を設置する。
- 4 賃借地の管理方法
  - (1) 自社管理又は委託管理  
自社管理とする。ただし、夜間(22時～5時)は委託管理とする。
  - (2) 近隣トラブルへの対応  
賃借地に苦情等の連絡先を掲示し、自社社員が24時間対応する。
  - (3) 清掃、除草等  
週2～3回清掃する。また、除草は年2回する。
- 5 添付書類(法人の場合)  
会社事業案内及び法人登記簿謄本

説明書提出期限 令和4年11月14日(月)午後5時必着

提出・問合せ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局財産運用部活用促進課  
電話 03-5388-2780 FAX03-5388-1281 担当：藤井



# 宣 誓 書

下記の各事項に該当しない者であることを宣誓します。

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名



## 記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者)
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (3) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (5) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者
- (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中の者